

[物価高騰対策関連]

上水道の基本料金を減免します

(令和8年1月～6月請求分)

宇和島市では、物価高騰の影響を受けている本市水道使用者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、上水道の「基本料金」を令和8年1月から6月請求分までの「6か月分」について減免することといたしましたのでお知らせいたします。

事業概要

【対象】上水道の基本料金（※官公庁、愛南町内の水道使用者は対象外）

【用途】全用途（家庭用、業務用、工業用及び浴場用）

【件数】家庭用約32,000件、業務用約2,900件、工業用49件、浴場用1件（1か月あたり）

【期間】6か月分（令和8年1月～6月請求分）

【手続】減免に係る手続きは不要（基本料金は自動的に減免。超過料金部分のみを請求。）

【予算】3億6,600万円（全用途の合計月額 6,100万円×6か月分）

【財源】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

請求額のお知らせについて

「水道使用量のお知らせ（検針票）」には、上水道の基本料金を含む料金が表示されますが、請求時には基本料金を差し引いた額で請求します。

基本水量内 の場合は、全額免除となります。

【例：令和8年1月検針の場合】

- 11月の使用水量を1月分として、基本料金を減免して請求します。
- 口座振替：2月12日 納入期限：2月20日

減免額（上水道の基本料金）

減免対象は基本料金のみとなります。
超過料金が発生した場合は、超過料金のみを請求します。

（税込）

用途	基本水量	1か月分	6か月分
家庭用	8m³まで	1,573円	9,438円
業務用	10m³まで	2,750円	16,500円
工業用	200m³まで	51,700円	310,200円
浴場用	170m³まで	16,060円	96,360円

減額の対象となる上水道使用期間及び請求月

検針月 (請求月)	奇数月の検針地区 (旧宇和島市内)		偶数月の検針地区 (旧吉田町、旧三間町、 旧津島町、宇和海地区)	
令和7年 10月				検針
11月	検針	11月使用分 (1月請求)		11月使用分 (1月請求)
12月		12月使用分 (2月請求)	検針	12月使用分 (2月請求)
令和8年 1月	検針	1月使用分 (3月請求)	1月請求分の 基本料金を減免 (2月納入期限分 から差し引く)	1月使用分 (3月請求)
2月		2月使用分 (4月請求)	2月請求分の 基本料金を減免 (3月納入期限分 から差し引く)	2月使用分 (4月請求)
3月	検針	3月使用分 (5月請求)	3月請求分の 基本料金を減免 (4月納入期限分 から差し引く)	3月使用分 (5月請求)
4月		4月使用分 (6月請求)	4月請求分の 基本料金を減免 (5月納入期限分 から差し引く)	4月使用分 (6月請求)
5月	検針		5月請求分の 基本料金を減免 (6月納入期限分 から差し引く)	5月請求分の 基本料金を減免 (6月納入期限分 から差し引く)
6月			6月請求分の 基本料金を減免 (7月納入期限分 から差し引く)	検針

問い合わせ

● 宇和島市上下水道局 お客様センター

〒798-0027 愛媛県宇和島市柿原甲1950番地

TEL:0895-22-5265 FAX:0895-23-2994

くわしくはホームページをご覧ください

